

大田市告示第48号

大田市森林環境整備事業補助金交付要綱（令和3年大田市告示第103号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大田市長 楫野弘和

第2条に次の1項を加える。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業種目	目的	内容	メニュー	補助対象事業体	補助対象経費	補助率又は補助金額	重要な変更
新たな森林管理システムモデル地区推進事業	循環型林業を実践していくモデル地区を設定し、林業生産活動において必須条件となる路網整備を実施し、森林	(1) 林内路網開設促進	① 林業専用道(規格相当)開設の支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」と「伐採者と造林者	林業事業体が国庫補助事業を活用して開設する林業専用道(規格相当)の標準単価を超える経費	5千円/m以内	補助金の増額又は30%を超えて減額する場合

<p>整備にかかる負担軽減を図るとともに、森林所有者に森林経営を促す</p>	<p>の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した県内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」</p>		
<p>② 森林作業道の開設支援</p>	<p>市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登</p>	<p>林業事業体 が実施する 県単独事業 (林内路網 整備・1千円 /m) への 上 乗せ経費</p>	<p>1千円 /m以 内</p>

		録事業者」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した県内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」	
③ 林内路網機能強化支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」及び市内の「島根	木材の搬出のため、既設の林内路網の砂利敷設、拡幅等の経費	2千円/m以内

		<p>林業魅力向上プログラム登録事業者」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した県内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」</p>		
④ 市道等養生支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム	木材の搬出のため、ネットワークに	3千円	／枚以内
	プログラム	接続する市		

		登録事業 体」及び市 内の「島根 林業魅力 向上プロ グラム登 録事業体」 と「伐採者 と造林者 の連携に よる伐採 と再造林 等のガイ ドライン」 に基づく 連携に関 する協定 (覚書)を 締結した 県内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」	道等への鉄 板での養生 に必要な経 費	
(2)	① 再造	市内の「島	植栽にかか	県標準

原木 生 産・再 造林 促進 支援	林支援	根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」	る経費の所 有者負担分	経費（植 栽）／ha × 1 6 %以 内
	② 下刈 支援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」	下刈にかか る経費の所 有者負担分	県標準 経費（下 刈）／ha × 1 6 %以 内
	③ 枝打 支援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」	枝打にかか る経費の所 有者負担分	県標準 経費（枝 打）／ha × 1 6 %以 内
	④ 除伐 支援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」	除伐にかか る経費の所 有者負担分	県標準 経費（除 伐）／ha × 1 6 %以 内
	(3) 保育管理支 援	市内の認 定事業体	森林の公益 的機能及び 立木の価値	30千 円／ha (定額)

				を高めるための保育	
2 荒廃 森林 整備 事業	災害防 止や水資 源のかん 養等の公 益的機能 を發揮さ せるた め、荒廃 森林を整 備し公益 的機能の 再生を図 る	荒廃森林整備支 援	市内の認 定事業体	10年以上 間伐未実施 の人工林の 不要木伐採	192 千円/ ha（定 額）
3 高性 能林 業機 械導 入支 援事 業	高性能 林業機械 の導入に より原木 生産や森 林整備の 効率化に より生産 コストの 低減を図 る	高性能林業機械 導入支援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」	国・県補助金 等に係る事 業体負担額	国・県補 助金等 に係る 事業体 負担額 の1/ 2以内 ただし、 上限は 予算の 限り

4	はい積 み手数料 を支援す ることで 木材取扱 量を増加 させ、木 材の需要 拡大と森 林所有者 の収益向 上を図る	木材市場機能強 化支援	大田市木 材市場協 同組合	原木を出荷 する際に係 る手数料	500 円/m ³ (定額)
5	市内の 事務所・ 店舗等の 増改築に 市産木材 を使用す ることで 市産木材 のPRを し、市産 木材の利 用拡大を 図る	市産木材PR	「ふるさ と大田起 業・創業支 援事業」の 採択を受 け、増改築 に際して 市産木材 を使用す るもの	市内事務 所・店舗等の 増改築で使 用する市産 木材費用	250 千円/ 件以内
6	製材施	製材施設等整備	島根県木	国・県補助金	国・県補

製材 施設 等整 備支 援事 業	設等の整 備・導入 を支援し 生産コス トの低減 や効率 化、市産 木材の利 用拡大を 図る	支援		材協会大 田支部会 員・大田市 木材市場 協同組合	等に係る事 業体負担額	助金等 に係る 事業体 負担額 の1/ 2以内 ただし、 上限は 予算の 限り
7 担い 手確 保・育 成支 援事 業	今後の 原木増産 や増加す る森林整 備に対応 する林業 就業者の 確保・育 成及び原 木を扱う 木材市場 及び製材 所等の担 い手確 保・育成	(1) ① 新規 森林保全 技術者支 援 確保支 援	① 新規 森林保全 技術者支 援	市内の認 定事業体	採用1～3 年目の技術 者を対象に 月額手当を 支援	1年 目：10 千円/ 月 2年 目：8千 円/月 3年 目：5千 円/月
			② 新規 森林保全 技術者住 宅支援	市内の認 定事業体	採用1～3 年目の技術 者を対象に 住宅手当を 月額で支援	1～3 年目：1 0千円 /月

を図る

<p>(2) 新規林業事業体経営対策支援</p>	<p>法人として登記後1～3年目の市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」</p>	<p>森林施業の実施に要する経費を月額で支援</p>	<p>100千円／月以内</p>
<p>(3) 製材所等就労環境改善支援</p>	<p>大田市木材市場協同組合及び島根県木材協会大田支部会員（ただし、製材部門に限る。）</p>	<p>就労環境改善に係る経費</p>	<p>経費の1／2以内 ただし、上限は500千円／事業体及び予算の限り</p>
<p>(4) ① 製材所等担い手確保・育</p>	<p>① 担い手確保（手当）支援</p>	<p>大田市木材市場協同組合及び島根県木材協会大田支部</p>	<p>採用1～3年目の技術者を対象に月額手当を支援 1～3年目：10千円／月以内</p>

		成支 援		会員（た だし、製材部 門に限 る。）		
		② 担い 手育成（技 術修得）支 援	大田市木 材市場協 同組合及 び島根県 木材協会 大田支部 会員（た だし、製材部 門に限 る。）	新規就業者 （採用から 2年以内）が 業務上必要 となる資格 取得に係る 経費	経費の 1 / 2 以内 ただし、 上限は 100 千円 / 人及び 予算の 限り	
		(5) 大田市林業 祭開催支援	大田市森 林組合	林業祭の開 催に必要な 経費	1, 00 0千円 以内	
8 ICT技 術活 用支 援事 業	ICT技 術を導 入・活用 すること で林業・ 木材産業 の低コス ト化・省 力化を図	(1) ICT技術導 入支援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」・大田 市木材市 場協同組 合・島根県	低コスト 化・省力化に 取り組むた めのICT技 術の導入に 係る経費	経費の 1 / 2 以内 (国、県 補助金 をあわ せて活 用する 場合は、	

る		木材協会 大田支部 会員		経費か ら補助 金額を 控除し た1/ 2以内) ただし、 上限は 予算の 限り	
	(2) ICT技術活 用支援	市内の「島 根林業魅 力向上プ ログラム 登録事業 体」・大田 市木材市 場協同組 合・島根県 木材協会 大田支部 会員	低コスト 化・省力化に 取り組むた めのICT技 術の活用 に係る経費	経費の 1 / 2 以内 (国、県 補助金 をあわ せて活 用する 場合は、 経費か ら補助 金額を 控除し た1/ 2以内) ただし、	

					上限は 200 千円/ 事業体 及び予 算の限 り
--	--	--	--	--	---

附 則
この告示は、令和5年4月1日から施行する。